

令和2年7月豪雨で被災された方への支援制度等について 川本町

この度の豪雨災害で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

県からの支援に加えて、町単独での上乗せ等を行うことにより、国による災害救助法が適用された平成30年7月と同等の支援を行うこととしました。

【被災者生活再建支援金及び臨時支援金】

①被災者生活再建支援金

■概要 お住まいの住宅に被害（※）を受けた方が、住宅の建設・購入、補修される場合に、次のとおり支援します。

※住宅の被害程度は、町が交付する「罹災証明書」により確認します。

■対象者 町内で生活の本拠としての住家（※）に居住する世帯主です。

※住家とは、現実に居住のために使用している建物です。アパート、借家の場合は借主が対象となります。

■支援内容 基礎支援金…定額で支援金を支給します。

加算支援金…住宅の再建方法（建設、購入、補修、賃借）に応じて、基礎支援金に加算して支給します。

※全壊、大規模半壊は定額、半壊以下は実費

②臨時支援金

■概要 被災者生活再建支援金とは別に生活再建に必要な経費を支援します。

■対象者 令和2年7月豪雨で被災した世帯

■支援内容 家電（テレビ、冷蔵庫等）や家具等の購入、修理費の実費を支援します。

支援金額一覧

被害の程度	対応方法	①被災者生活再建支援金			②臨時支援金 (実費上限)
		支援金		最大支援額	
		基礎支援金	加算支援金		
全壊	建設又は購入	100万円	200万円	300万円	60万円
	補修		100万円	200万円	40万円
	賃借 ※公営住宅除く		50万円	150万円	30万円
大規模半壊	建設又は購入	50万円	200万円	250万円	50万円
	補修		100万円	150万円	30万円
	賃借 ※公営住宅除く		50万円	100万円	20万円
半壊	補修（実費）	10万円	100万円 (実費上限)	110万円	20万円
準半壊	補修（実費）	10万円	40万円 (実費上限)	50万円	8万円
準半壊に至らない	補修（実費）	5万円	20万円 (実費上限)	25万円	-

- 注意事項
- ・単身世帯の支援額は上記金額の3/4の額を上限とします。
 - ・準半壊に至らない以下の被害程度で補修等を行わない場合は、申請により一律5万円を受け取ることができます。

《お問合せ先》総務財政課（0855-72-0631）

【町税の減免】

令和2年度の個人町県民税と固定資産税について、被害の程度に応じて減免を受けることができます。 《お問合せ先》 町民生活課（0855-72-0632）

①個人町県民税【減免基準】

納税義務者が住居する住宅について、受けた被害が半壊以上で、前年中の合計所得が1,000万円以下であるとき

前年の所得額	減免の割合	
	半壊	大規模半壊以上
500万円以下	所得割額の1/2	所得割額の全額
500万円を超え750万円以下	所得割額の1/4	所得割額の1/2
750万円を超え1,000万円以下	所得割額の1/8	所得割額の1/4

②固定資産税【減免基準】

■土地

被害の程度	減免の割合
被害面積が8/10以上	全額
被害面積が6/10以上8/10未満	8/10
被害面積が4/10以上6/10未満	6/10
被害面積が2/10以上4/10未満	4/10

■家屋

被害の程度	減免の割合
全壊	全額
大規模半壊	6/10
半壊	4/10

※令和2年度分に限りませす。

減免決定までの間は、通知書に記載の納期・金額で納付をお願いします。

減免決定となった場合は、減免後の税額と調整します（前納済みの場合は還付します）。減免申請の詳細については、改めてお知らせします。

【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関する減免】

現に居住する住宅について、半壊以上の被害があった場合に保険税、保険料の減免を受けることができます。 《お問合せ先》 町民生活課（0855-72-0632）

【国民年金保険料の免除】

被保険者本人、世帯主、配偶者が属する世帯の世帯員のいずれかが所有する住宅、家財、その他の財産について、被害金額がその価格のおおむね1/2以上の被害を受け保険料を納付することが著しく困難となった場合、申請により免除を受けることができます。

《お問合せ先》 町民生活課（0855-72-0632）

【介護保険料に関する減免】

損害の程度及び前年中の世帯合計所得金額に応じて、減免を受けることができます。

《お問合せ先》 健康福祉課（0855-72-0633）

【介護・障がいサービスの一部負担金・利用料の助成】

被災された方が、介護サービス及び障がいサービスを利用された際に生じる利用料等の個人負担部分を全額助成いたします。

※ただし、各制度における減免措置等が適用される部分は除きます。

対象者：床上浸水以上、期間：当面10月まで

《お問合せ先》健康福祉課（0855-72-0633）

【医療費の一部負担金助成】

この度の水害で被災された方が、医療機関を受診された際に生じる、一部負担金を全額助成いたします。

※ただし、各制度における減免措置等が適用される部分は除きます。また、子ども等医療費助成・福祉医療費助成・自立支援医療制度が適用される部分は除きます。

対象者：床上浸水以上、期間：当面10月まで

《お問合せ先》健康福祉課（0855-72-0633）

【町営住宅などの提供と住宅使用料の減免】

この度の水害により、住宅が破損し長期にわたり居住できない場合、町営住宅などを提供します。使用期間は原則1年以内、使用料（家賃）と敷金は全額免除します。保証人は不要です。

《お問合せ先》町民生活課（0855-72-0632）

【損壊した家屋などの解体・撤去について】

罹災証明において被害程度が「半壊」以上と認定され、生活環境保全上支障となっている損壊家屋等について、所有者の申請に基づき、町が公費で解体・撤去を行います。

- ①公費解体
 - ・町が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行います。
 - ・業者への発注等も町が行うため、所有者に金銭的負担はかかりません。
※実際に解体工事に着手するまでには期間を要します。
- ②自費解体
 - ・所有者が既に行った家屋等の解体・撤去工事について、要した費用を町が償還します。
※解体工事の発注や費用のお支払いは所有者において行っていただく必要があります。
※要した費用を町が標準単価に基づき積算した金額のいずれか安価な金額を上限として償還します。

《お問合せ先》町民生活課（0855-72-0632）

【民間賃貸住宅家賃補助】

持ち家やアパート等が被害を受け、長期にわたりその住まいに居住できない方に対して、民間賃貸住宅等への入居にかかる家賃を補助します。

補助期間：入居日から1年間（最大12ヶ月分）

補助額 全額補助（限度額：月額3万円）

《お問合せ先》町民生活課（0855-72-0632）

【「まげなねっと」に係る生活再建支援】

被災された方を対象に、移転費用・月額料金等の減免を行います。

なお、下記の各種手続には罹災証明書の写しが必要です。

《お問合せ先》まちづくり推進課（0855-72-0634）

①有線テレビ共聴料・光通信サービス料の減免

町へ納めていただいている有線テレビ共聴料・光通信サービス料について、減免措置を行います。減免期間は、7月分から利用再開までです。

②NTT月額料金（電話・インターネット）の減免

NTT西日本の電話・インターネットの利用に係る月額料金について、被災による減免措置が設けられています。減免金額・期間は、被害の程度によって異なります。

③被災による移転費用の減免

別住居へまげなねっとの移転を希望される場合の、町への工事負担金を減免します。また、NTTへの工事費用についても減免措置があります。

※移転先での月額料金、宅内のテレビ配線工事費用は、別途必要となります。

※元の居住地へ戻る際の移転工事料金は、別途必要となります。

【水道料金の減免措置】

被災された世帯、事業所につきましては、通常の水道使用量を超えた部分に対し減免を受けられることができます。

《お問合せ先》地域整備課（0855-72-0637）

【稲・麦・大豆の栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援】

被災した稲・麦・大豆の栽培を断念せざるを得ない場合、次の支援の対象となります。

〈農業共済〉 ※農業共済に被害の連絡をお願いします。

移植期又は発芽期から収穫期までにあるものは共済金の支払い対象となります。

《お問合せ先》産業振興課（0855-72-0636）

【「雇用調整助成金」の特例】

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部助成（「雇用調整助成金」）があります。

《お問合せ先》ハローワーク浜田川本出張所（0855-72-0385）

【電気料金の特別措置】

中国電力では、家屋損壊や床上浸水などの被害に遭われた方に対して、電気料金の特別措置や工事費負担金等についての特別措置を設けておられます。

《お問合せ先》中国電力（0120-312-802）